

**鳥取県告示第230号**

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成22年4月1日	650	鳥取市福部町箭溪 10 - 1	坪内 美子	鳥取市生山 111